

ご参加いただき、ありがとうございます。

産業看護師監修 労働衛生 基礎知識 学習プログラム

衛生委員会とは？ 参加メンバーや注意事項等を解説

セミナー開始までもうしばらくお待ちください。

- ・ アンケートにお答えいただいた方に、セミナー資料をお渡ししております。
- ・ ご質問は「Q&A」にご記入ください。セミナーの最後で回答いたします。

MEDI  PHONE
MEDICAL TRANSLATION SERVICE

産業看護師監修

労働衛生 基礎知識 学習プログラム

衛生委員会とは？ 参加メンバーや 注意事項等を解説

MEDI  PHONE

MEDICAL TRANSLATION SERVICE

自己紹介



古谷 有沙

メディフォン株式会社

産業看護師

400床規模の第3次救急指定病院にて、高度の外科治療を必要とする患者様を対象に支援を行う。

多岐にわたる症例を実際に目の当たりにする中で、自身の健康状態を把握することや幅広い年代に対して予防医療を周知していくことの重要性を感じ、メディフォンに入社。

復習クイズ

問題

産業医と事業場、労働者の関係性として望ましい状態は次のうちどれでしょうか？

- 産業医は事業場の味方
- 産業医は労働者の味方
- 産業医は中立の立場

Zoomの投票機能にて
回答をお願いいたします。

回答

2019年4月の働き方改革関連法の中で、産業医に関わる強化項目について明示され、**産業医の独立性・中立性の強化**も挙げられています。具体的には、産業医の知識・能力の維持、産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告など。どちらかに偏ることはなく、労使間から一定の距離を保って職務を遂行します。



皆さん、こんなこと感じていませんか？



衛生委員会って
何を話し合うんだろう？

委員会の種類があるようだけ
ど、自社ではどれが必要なん
だろう？



参加メンバー・議事録の
取り扱いについて知りたい。

いつも委員会が同じような感じ
で盛り上がらない・・・。

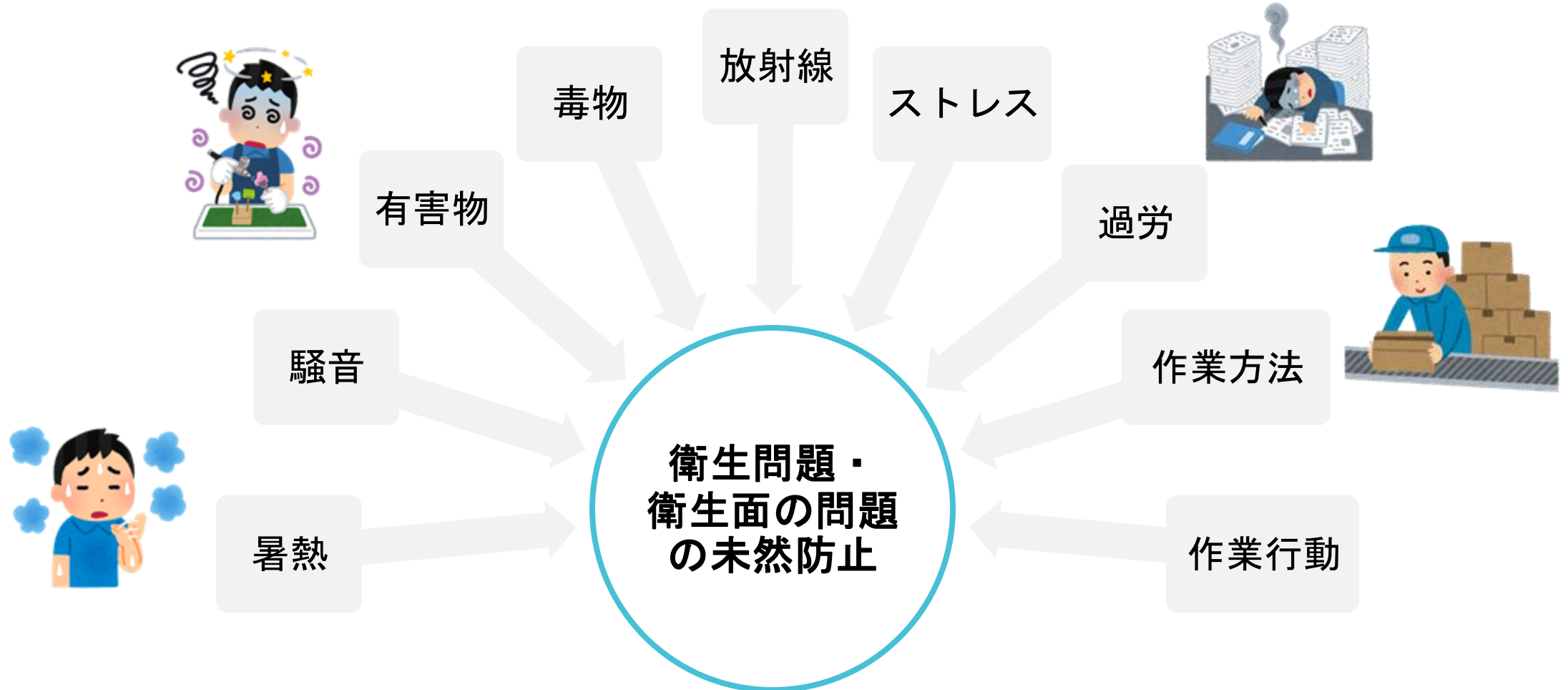


本日の流れ

- 01 衛生委員会とは
- 02 安全委員会とは
- 03 安全衛生委員会とは
- 04 課題と解決アイデア
- 05 よくあるQ&A
- 06 まとめ

安全衛生で対応管理すること

労働衛生とは労働者の安全と健康を確保しながら、
快適な職場を形成すること



委員会の目的・設置義務

委員会は、労働者の安全や健康の確保に必要なことを調査や検討したりする場。
各役職と労働者の代表が参加する。労働者が参加することで、労働者の意見が反映される。
企業の業種と規模により設置する委員会が違う。

衛生委員会

安全委員会

安全衛生委員会



安全委員会、衛生委員会を設置しなければならない事業場

	業種	当時使用する労働者の数	安全委員会	衛生委員会
1	林業、鉱業、建設業、 製造業の一部（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、 運送業の一部（道路貨物運送業、港湾運送業）、 自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上	必要	必要
2	製造業（1以外） 運送業（1以外） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上	必要	必要
		50人以上100人未満	義務なし	必要
3	1と2以外の業種	50人以上	義務なし	必要

引用：厚生労働省「安全委員会、衛生委員会について教えてください。」

各委員会別の構成メンバー

衛生委員会

議長
衛生管理者
産業医
労働者

安全委員会

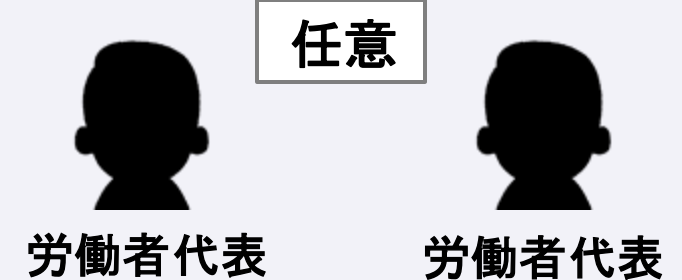
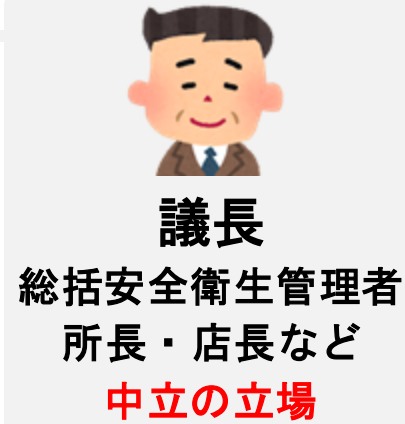
議長
安全管理者
労働者

安全衛生委員会

議長
安全管理者
衛生管理者
産業医
労働者
労働者

* 労働者は衛生に関し経験を有するもの

各委員会とも労働者代表は同等かそれ以上



事業側の人数 $\leq$ 労働者側の人数

人数は奇数が望ましい

開催頻度・議事の周知（委員会共通）

- ✓ 毎月1回以上開催
- ✓ 開催の都度、委員会における議事の概要を労働者に周知

常時各作業場の
見やすい場所に掲示
または備え付ける



書面を労働者に
交付する



電子データとして
記録し、各作業場に
労働者が常時確認で
きる機器を設置する



- ✓ 3 年間保存
- ✓ 開催の都度、記録
- ✓ 委員会の意見及び
講じた措置の内容並びに
委員会における議事で
重要なものに係る事項

安全衛生委員会の議事録			
日時	2022年11月1日	10:00～10:40(所要:40分)	開催場所
		第1会議室	
4. 産業医からのアドバイス			
ストレスチェックで高ストレスとなった方、不調を感じている従業員は産業医面談を受けましょう。 リモートワークにおいても従業員のストレスケアに気を配りましょう。			
5. その他(自由記載欄、備考・メモなど)			
特になし			
次回実施予定日時			
2022年12月1日		10:00～10:40	開催予定場所
		第1会議室	



01

衛生委員会とは

衛生委員会

労働者の**健康の確保**に必要なことについての調査審議を行う。

開催頻度	月1回以上
設置義務者	事業者
法的根拠	労働安全衛生法第18条
事業場の業種	すべての業種
事業場の規模	50人以上
参加メンバー	総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、 労働者の代表など

衛生委員会の委員

	委員	人数
必須	①次の1または2のいずれかに該当するもののうちから事業者が指名した者 <u>総括安全衛生管理者の専任義務がある事業場</u> 1. 総括安全衛生管理者 または 2. 総括安全衛生管理者に準ずる者 <u>総括安全衛生管理者の専任義務がない事業場</u> 1. その事業場においてその事業の実施を総括管理する者 2. その事業場においてその事業の実施を統括管理するものに準ずる者	1人
	②衛生管理者のうちから事業者が指名した者	1人以上
	③産業医のうちから事業者が指名した者	1人以上
	④その事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者	1人以上
任意	⑤その事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定しのうちから事業者が指名した者	0または1人以上

衛生委員会の審議内容

1. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
2. 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
4. 衛生に関する規程の作成に関すること。
5. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
6. 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
7. 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
8. 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
9. 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
10. 定期健康診断等の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
11. 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
12. 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
13. 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
14. 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

審議内容は事業場の状況に合わせて、個別に判断して行う。

02

安全委員会とは

労働者の安全の確保に必要なことについての調査審議を行う。

開催頻度	月1回以上	
設置義務者	事業者	
法的根拠	労働安全衛生法第17条	
事業場の業種	林業、鉱業、建設業、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業）、清掃業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、自動車整備業、機械修理業	運送業（左欄に記載したもの以外）、製造業（左欄に記載したもの以外）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業
事業場の規模	50人以上	100人以上
参加メンバー	総括安全衛生管理者、安全管理者、労働者の代表など	

安全委員会の審議内容

1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
2. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
3. 安全に関する規程の作成に関すること。
4. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
5. 安全衛生に関する計画（安全に係る部分）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
6. 安全教育の実施計画の作成に関すること。
7. 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

03

安全衛生委員会とは

安全衛生委員会

労働者の安全と健康の確保に必要なことについての調査審議を行う。

開催頻度	月1回以上
設置義務者	事業者
法的根拠	労働安全衛生法第19条
事業場の業種	衛生委員会と安全委員会の両方を設置しなければならない事業場で、それらを別々に設置する代わりに一つにまとめて設置可能
事業場の規模	両方の設置が必要な業種の各規模ごと（安全委員会参照）
参加メンバー	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、労働者の代表など

04

課題と解決アイデア

課題①

愚痴になってしまう

- ✓ 前向きな言葉を使うようにする、一定の部署や人を非難するような発言は控える等の基本的なマナーを決めて、建設的な話し合いができるような場を作る。
- ✓ 長期的に議論する必要が出てきたら、委員会から切り離してプロジェクトチームなどを発足して活動する。
- ✓ 課題の原因の深堀ができているか振り返る。表面の原因ではなくボトルネックを探し、狙う。
- ✓ 解決のための対策に決定権がある人をゲストとして参加してもらう、もしくは事前にコメントをもらっておく。

課題②

出席率が良くない

- ✓ 固定の日時で開催する。
- ✓ 固定の日時は参加しやすい日時で設定する。
- ✓ 開催直前での、開催日時のお知らせをしない。
- ✓ 開催のリマインドを行う。
- ✓ 委員が出席できないときは代理を立ててもらうように依頼する。
- ✓ 議題をマンネリ化させず、参加者に関連の深い内容も議題にいれていく。
- ✓ 発言を促して参加意義を感じるように工夫する。
- ✓ 事前に議題を共有して、各持ち場から意見を持ってきてもらうように依頼をする。

課題③

議題がマンネリ化する



- ✓ 定期的に委員を交代し、多くの人に参加してもらう。
- ✓ 固定の議題と、月毎の議題を設ける。
- ✓ 議題を広く公募する（従業員全員からアンケートをとるなど）。
- ✓ 議題を堅苦しくしない。従業員が快適に働ける環境にするためにはどうしたら良いか？など広く考えて議題を探す。
- ✓ 身近な困りごとや不便なことを、くだらないこと、小さなことととらえずに議題として話してみる。
- ✓ 参加メンバーの意見をお互いが受け止める。
「そういった捉え方もあるんだな」ととらえて否定しない。

課題④

意見を言う人がいつも一緒

- ✓ 統括安全衛生責任者や産業医等の意見は最後にしてもらうように事前に依頼しておく。
- ✓ 司会が、一人一人に意見を促すように声をかける。
「○○さんはどう思いますか？」など。
- ✓ 参加メンバーが多すぎるようであれば厳選する。
- ✓ 委員会は労使双方の意見を聞くことができる良い機会であることを参加者全員に伝え、どちらか一方の意見だけを通す場ではないことを理解してもらう。
- ✓ 毎回意見が出る人は、最後に言うってもらうよう、待ってもらうように依頼する。

05

よくある質問Q&A

質問①

質問

委員会の設置義務のない事業場は何か対応したほうが良いのでしょうか？

回答

必要な対応があります。

委員会の設置義務はないですが、労働者より衛生に関することについて意見を聞くための機会を設けるようにしなければならないとなっています。

衛生に関する意見を聞く機会の設け方

- ・ 安全や衛生に関する座談会を定期的に行う
- ・ 安全や衛生に関するアンケートを行う など

質問②

質問

委員会の実施が、就業時間中にできません。就業時間外に行ってもいいですか？

回答

参加する方の同意がとれば時間外に行っても問題ありませんが、割増賃金を支払う必要性があります。

委員会に要する時間は、使用者の指揮命令下に置かれている時間と評価されるため、労働時間をしてみなされます。

そのため、割増賃金を支払う義務が発生します。

質問③

質問

産業医が委員会に参加できなくなりました。どのように対応すればよいですか？

回答

参加できなかった際は、その回の議事録を見てもらい、アドバイスをもらいましょう。

法令上では、委員の中に産業医がいますが、出席についての要件は記載がありません。相談対応などの他の業務により、毎回委員会に出席するのは難しいこともあると思います。

ただ、欠席が常態化することは好ましくはないので、できる限り参加できるような日時に設定するようにしましょう。

質問④

質問

労働者代表の人たちを選出しようとしていますが、みんなやりたがりません。

回答

労働者代表として意見を求められることに重圧を感じているかもしれません。自分の周りの人が普段困っていることから、どのように働きやすくなるのか？と一緒に話し合ってもらいたい、普段労働者の間でどのような要望が出ているかを伝えてほしいという目的を伝えると、少し重圧が減るかもしれません。

次回の議題を先に共有することで、事前に周囲の人たちに意見を聞いて持ち寄ってもらうなどの工夫ができるかもしれません。

また、「何か意見はありますか？」と全員にオープンクエスチョンで質問すると答えにくいかもしれないので、「〇〇さんはこの××について、どう思いますか？」など発言をサポートするような運営の工夫もできるかもしれません。

質問⑤

質問

委員会に向けて資料を探すのが大変。毎回準備に時間がかかります。

回答

色々なサイトから情報を集めるとよいと思います。

- ・ 厚生労働省安全衛生関係リーフレット等一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

- ・ 厚生労働省職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

- ・ 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター

<https://www.jaish.gr.jp/>

06

まとめ

まとめ

- 委員会は、労働者の健康障害の防止や、健康の保持増進に関する取り組みなどの重要な事項について、労使一体となって調査審議を行う場所。
- 事業規模と業種で、衛生委員会、安全委員会、安全衛生委員会の開催義務が決まる。
- 様々な工夫をして議論を活発にして、健康や安全が確保できるような話し合いをしていく。
- 参加者の参加意義を明確に、司会者の進行でより活発に行っていきましょう。

業務効率化に導入したいクラウド健康管理システム **No.1***

組織の健康管理・データ活用を これひとつでスマートに解決

簡単操作のクラウド健康管理システムが

人事・総務ご担当者の
負担軽減に貢献します！



mediment

メディメント

検索

<https://mediment.jp/>



クラウド健康管理システムmedimentでできること

クラウド健康管理システムで、健診・ストレスチェック等の結果の
データ化・受診 / 受検結果の一元管理・結果の自動集計 / 分析等を簡単に行えます

紙データの
データ化も
お任せ！



健康データを一元管理！

システム内で
健康データを
一元管理できます。



ワンクリックで完了！

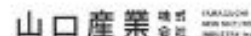
従業員への受診勧奨も
産業医への面談依頼も
ワンクリックでできます。



健康データを自動分析！

従業員の生産性向上や
離職率・休業率の低下を
目指します。

中小企業から大企業まで、さまざまな
規模・業種の企業様にご導入いただいております



PROSPIRA



LIFEDRINK COMPANY



※2022年3月期ブランドのイメージ調査 ■調査機関:日本マーケティングリサーチ機構 ■調査期間:2022年2月4日～3月18日、N数:964
■調査方法:Webアンケート / 調査対象者:<http://jmro.co.jp/r01175/> ■備考:本調査は個人のブランドに対するイメージを元にアンケートを実施し集計しております。本ブランドの利用有無は聴取しておりません / 効果効能等や優位性を保証するものではありません。得意数が偏るの可能性があります。